

議案第57号

葛飾区区民農園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年 9 月 9 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

新宿三丁目第二農園及び水元四丁目第三農園を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区区民農園条例の一部を改正する条例

葛飾区区民農園条例（平成10年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表葛飾区新宿三丁目第二農園の項及び葛飾区水元四丁目第三農園の項を削る。

付 則

この条例は、平成26年 2 月 1 日から施行する。